

折戸鎌ヶ寿土地区画整理地内の 下水道接続について

日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理地内において、区画整理組合の管理する下水道への接続をする場合は、組合へ接続確認をした上で、日進市へ申請が必要となります。また、宅内排水設備工事および手続きにつきましては、日進市排水設備指定工事店へご依頼下さい。

手続きの流れ

①接続に関する事前確認

申請者

または

指定工事店



区画整理組合

- ・接続が可能かを区画整理組合へご確認下さい。
※取付管を新設する場合については、工事完了までに設置が完了し、使用出来る見込みがあるかをご確認下さい。
- ・宅内排水設備工事は、日進市が指定した工事業者でなければ工事することが出来ません。

②排水設備等工事計画確認申請書の提出

指定工事店



日進市

- ・組合にて承認番号を取得したうえで、「排水設備等工事確認申請書」の「排水設備所有者」の欄に区画整理組合の承認番号を記入し、下水道課へ申請書を提出してください。

③排水設備等工事計画確認書の交付

日進市



指定工事店

- ・適切に工事が計画されていることを確認し、確認書を交付します。

④宅内排水設備工事の着手

指定工事店

- ・確認書の発行後、指定工事店が工事に着手します。

⑤排水設備等工事完了届の提出

指定工事店



日進市

⑥工事検査

指定工事店

と

日進市

- ・指定工事店立会いのもと、完了検査を実施します。

⑦検査済証の交付

日進市



申請者

- ・検査に合格すると、検査済証が発行されます。
- ・検査後、下水道使用料の徴収を開始します。

【問い合わせ先】日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理組合事務局 蟹江 TEL : 090-9807-3395